

「こども庁」設置を求める意見書

少子高齢化が急速に進む我が国において、子どもたちの健やかな成長と育成を力強くサポートしていくことは喫緊の課題である。

特に本県では、令和元年度の国公私立学校における1,000人当たりの暴力行為の発生件数が全国の6.1件に対し10.9件、1,000人当たりのいじめの認知件数が全国の46.5件に対し55.6件、1,000人当たりの不登校児童生徒数が小中学校で全国の18.8人に対し22.4人、高等学校で全国の15.8人に対し19.6人など、それぞれ全国の数値を大きく上回り、子どもたちを取り巻く環境は深刻である。

しかしながら、これまで子ども・子育てに関する施策は省庁間の縦割りの問題や、国と地方の連携が必ずしも十分でないという現状がある。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも見られる。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も課題である。

現在、与党において議論されている「こども庁」の設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考ええる。

よって、国におかれては、子ども・子育て政策の充実を図るため、次の事項につき、実施されるよう強く求める。

- 1 子ども・子育てに関する施策を一元的に所轄する「こども庁」を設置すること。
- 2 自治体間での格差が生じないように、国が主導して国・都道府県・市区町村の連携体制を構築すること。
- 3 自治体の子ども・子育て政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 様